

所定疾患施設療養費について

所定疾患施設療養費

介護老人保健施設において、入所されているご利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご利用者様の健康および安心・安全な生活につなげていきたいと考えておりますので治療の実施状況を公表させていただきます。

算定要件

1. 所定疾患施設療養費は肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に（Ⅰ）を算定する場合には1回に連続する7日を限度とし月1回に限り算定する。（Ⅱ）を算定する場合には1回に連続する10日を限度とし月1回算定する。1月に連続しない1日を7回または10回算定することは認められないものであること
※（Ⅱ）を算定する場合には当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全増悪（令和6年度～）
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録等に記載しておくこと。
6. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービスの情報の公表制度等を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

